

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症は、世界中に急速に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

国内においても感染者は日増しに増加するなど状況は刻々と変化しています。

東京都では、「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、様々な対策を講じていること、また、厚生労働大臣あての緊急要望、国への働きかけなど、様々な対応をとられていることに敬意を表する一方で、今後更なる感染拡大防止対策の強化を推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 区市町村との連携を密にし、デマや風評被害に対応するための正確で詳細な情報提供を多言語・多様な方法により迅速に行うこと。

また、多言語・多様な方法により、速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実を図ること。

2. 患者の増加に備えた診察、検査、治療体制整備のための支援の充実を図り、院内感染対策の更なる徹底や感染制御のために必要な物資の提供を図ること。併せて搬送用車両や人員の調達を支援すること。

3. 中小零細企業に対する緊急融資に都が利子補給を行い、無利子にするとともに、既に利用している方が、融資についても返済困難となった場合は返済猶予等の救済策を行うこと。

また、国の収入補填のための措置が不十分な場合、都が追加で支援策を講じること。

4. 福祉施設での感染予防用品等の在庫不足に対し、供給が十分に行われるよう対策を強化するとともに施設利用者の利用休止や休業が原因となる減収で運営困難とならないための支援と影響を被る施設利用者家族への支援を行うこと。

5. 学童保育、学校、その他の施設でのあらゆる児童生徒の居場所確保事業及び学校給食に代わる食事の提供事業に対する財政支援を行うとともに、児童生徒・保護者等のメンタルケアの支援を講じること。

また、学校給食中止の影響を受ける事業者や生産者に対する特別の支援策を講じること。

6. 各区市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年3月11日

千代田区議会議長 小林 たかや

東京都知事 小池 百合子 殿